

文献資料紹介

(第31回)

三郡地誌備考

山本秀雄

本誌創刊号に『三郡地誌備考』をのせ、そのさ

わりだけ紹介したところ、ある読者から備考も又記載の諸誌も見る機会がないから、中身の紹介が欲しいと要請があつた。かねがね必要を思いながらそのままになっていた。ところに最近、社会的要要求か屋久島学習のためか屋久島の歴史・地理について聞かれることが多くなつた。かねての宿題でもある『三郡地誌備考』の屋久島関係だけを抜萃して紹介する次第である。

元々種子島・屋久島・大島三郡はその属島を含めて、古くから南島と総称され、また海上の道と言われて行政上も同じ扱いを受けた背景もあつて、一島を抜書にしては意を盡くせないかと思ふが紙数も限られているのでお許しを願いたい。

屋久島は先年世界遺産条約に登録された。鹿児島県は環境文化村構想を以て自然保护と共生事業を推進し、地元も屋久島憲章を制定してこれが責任の一端を負い、豊かな自然を守る地域づくりに取組んでいる。ねらいは世界が未来に残す遺産として、屋久杉を中心とした自然環境の保全である。

かつて屋久島は口六万（猿二万・鹿二万・人二万）といわれて、世界遺産条約の趣旨を先取りした共生の島であつた。植物は気象による分布に、動物も食範囲を以てそれぞれ棲み分けていた。

人間また川口周辺に集落し、前線基地を森林中に置いた生活、支えは信仰にたよる外はなかつたろう。例えは伝統行事の岳詣りも、ゴメンゴメンの木の儀礼も、長い習俗に守られた共生の証で口六万の言葉がそれを物語ついている。

(速)「ゴメンゴメンの木はハドの木で神の代役に使用す。」

さて一方の観光業は花盛り、増加一方の入山者の身勝手さが山中をゴミの山とし水上を汚染する。水の浄化を司る樹木たちは疲労困憊、負担を強いられようとしている。又山の道路は立派に舗装されて高みにのぼるが、森は生態のバランスを崩しつつあるのか、島のみどりは土色に変色を呈する有様（台風被害と相俟つてのことだが）に、動物たちは山を降り人間社会の農作物を荒す、日々騒動は増大しようが、遺産条約が仇にならないことを祈るのみである。森林体系に変化をきたし、島の森林文化の歴史の継続をも危うくしては、人間の精神文化をも貧困にするからで、豊かな心も育たなくなるし、共生もなかろうというものである。

と化し去り、猿となりうせざらましかば今に至りて遐胄遺族亦多かるべし……云々など神の声を聞く思いもする。その他文中に島民の信仰のあとも読みどれようか。

創刊号と重複するが『地誌備考』は明治八年、中央政府の示達で「皇國地誌」編集のため、明治十五年から十七年の間に「鹿児島県地誌」編纂がなされ、その業務上に作成された稿本であるといわれている。注（「薩摩郡・高城郡地誌備考」五味克夫先生解題文参照）、提出された原本は大正十三年の関東大震災で煙滅し現存しないと云うが、『三郡地誌備考』は東大史料編纂所と県立図書館に各一冊の写本がある。県図書館本は追補の書込み、挿入や貼付もあつて素人に容易に扱えないので、整理の届いた東大史料編纂本を底本に紹介させて頂いた。稿本は句読点・フリガナも無いがそのままのせるにした。資料の生の姿にふれて頂きたい。記載の諸誌にいろいろと時代の形や色も見えて興味もわこうというものである。

尚記載の諸誌は次の通り。
①薩隅日地理纂考
②鹿藩名勝考・③日本書紀・④続日本紀・⑤種子島家譜・⑥本藩地理拾遺集・⑦島津右馬頭以久譜
⑧川上因幡守日記・⑨地理志

以上

熊毛郡(種子島)

馭謨郡(屋久島)

二郡地誌備考

『三郡地誌備考』から屋久島関係のみ抜萃

馭謨郡

四年七月鹿児島県ニ属ス

本郡は上古今ノ本島口永良部ノ西島ヲ

益救(夜久邪古邪久能満ノ二郡ト為等ノ文字ニ作ル)

シ今ノ種子島ニ隸シテ多襤國ト惣称セ

シニ 淳和帝ノ天長元年能満ヲ馭謨ニ

合セ益救ヲ熊毛ニ合せ二郡ト為シ大隅

国ニ隸セラル(能満ヲ熊毛ニ益救ヲ馭謨ニ種子島ニ野間村アレ)中古本島ノ宰主詳

カナラス鎌倉幕府ノ時島津忠久ノ治下

ニ附ス即十二島ノ地頭職ニ補ストアリ

テ本島モ其一也應永十五年十月八日島

津元久忠久七種子島領主種子島清時ニ

屋久患良部ノ西島ヲ加封ス子孫世々相

承文禄四年島津義久左近大夫久時

清時ノヲ薩摩知覽院ニ移シ島津右馬

頭以久ヲシテ種子島久永良部ノ三島ヲ領セシム慶長四年六月以久ヲ下大

隅ニ移シ久時ヲシテ種子島ヲ与へ旧領ニ復セシム是時屋久永良部ノ二島ハ權ニ久時領セシニ慶長十七年ニ至

リ島津氏直隸ト為ス徳川氏大政ヲ奉

還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ明治

馭謨郡 或ハ駒路郡トモ言フ

淳和天皇天長元年停能満合

馭謨為一郡隸大隅國

地理誌

屋久島 惣廻リ二拾里三拾町イ

三拾五里イ又二拾五里

上古掖玖或夜久益救邪

古邪久等之字

屬鳴永良部(俗ニ口永良部)

惣廻リ六里拾八町イ三里

推古天皇紀云掖久人三人帰化(按ニ此西南之小嶋タルニ由テ此朝ニ始テ投化ス)

統日本紀云文武天皇御守多襤夜久奄

美度感等人從ニ朝宰一來テ貢ニ方物ニ又

云聖武天皇神龜五年卜モ有天平五年

六月丁酉益救郡大領外六位下加理加

等一百三十六人賜多襤直能満郡少領外

從八位栗磨等九百六十九人自居賜ニ直

州ノマダカイ

貝夜久乃班貝今按ニ本文未詳但俗說

一品寶珠權現

延喜式神名帳所謂大隅國馭謨郡一坐小益救神社是也但社頭を一品の浦と云此所を宮之浦とも云

豊公

川上因幡守日記

寛永十年癸酉諸國へ上使被召下候九月ニハ小出對馬殿堀織部殿能勢小十郎殿被下候此間略喜入久右衛門相良李助川上因幡相付申九月九日大泊御出船屋久一湊之港江御着同十日永良部へ御三人御渡候而其日屋久長田へ御着同十一沙ヲ上そき小さ記候故御船出候事遲ど

為借地終為公領從是世々種子島一島全領也

續日本紀十九廿一ノ卷

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑太宰府奏入唐副使從四位上吉備朝臣真備船

を以去年十二月七日來着益久島自是之後自益久進發漂蕩着紀伊國牟漏崎

種子島家譜云時堯命ニ肥後時典上妻家統築屋久長田城矣

諸役人振廻候然トモ幕屏風抔船ニのせ一艘ヅツ被廻候處俄ニ西風あかり船

四艘打わり候へ共濱へ打上人二けかハなく候末略ス

法華

久本寺 在宮之浦村 仙正坊

本蓮寺長田村本隆寺一漢村玉林坊

本蓮寺楠川村光照寺小瀬田村顯壽寺長田村

蓮花寺長田村本隆寺一漢村玉林坊

本滿寺吉田村本行寺志戸子寺本仏寺安房村

本台寺麦生村本徑寺尾間村不信仰原村

本壽寺栗生村岩勝寺平内村 願壽寺末在

本行寺 本住院原

中間寺中間村隆泉寺湯治村

本要寺船行村 典良院小島村

錦貝夜久乃班貝今按ニ本文未詳但俗說

所領詔無本意然奉行大寺作州柏原豊州因催促不得止而獻惠良部即奉謁太守久

二西海ニ有屋久島彼嶋ヨリ所出也

貝合

古記ませに色をつくしてよるかいハ

にしきの浦とみゆる成りけり

右和名抄ニ有

三条院御製

番鎮五ヶ所 宮之浦 一湊 長田 栗生 安房村也

當權現宮之浦

住吉神社志戸子村

矢筈八幡宮一湊村 濱神宮 権現宮

蛭子宮栗生村 八幡宮平内村 権現宮

屋久島彼島所産スル也と見ゆるを

生 安房村也

當權現宮之浦

住吉神社志戸子村

矢筈八幡宮一湊村 濱神宮 権現宮

蛭子宮栗生村 八幡宮平内村 権現宮

明キ大明神小瀬田村 横山大明神柄川村

天満宮楠川村

宮之浦嶺 長田嶺 栗生嶺

右之三嶺勧請一品法珠權現

地頭

五代少左衛門 三原次郎左衛門重貞

纂考

馭謨郡 和名鈔馭謨ハ

屋久島

鹿児島の南に距る事四十八里周廻二十

十五里なり村落十八 栗生村永田村吉

村宮之浦村船行村麦生村小島村楠川

間村安房村原村 口永良部島村中

続紀孝謙天皇天平勝宝六年正月乙互
太宰府奏ス入唐副使從四位上吉備朝

臣真備以去年十二月七日來着益久島

自是後自益久島進発漂蕩着紀伊國

年漏崎又私記曰掖玖ハ西海ノ別島也

出ニ美貝ヲ俗説謂夜句貝和名鈔引辨

色立成曰錦貝夜久乃班貝俗説西海在

屋久島彼島所産スル也と見ゆるを

書記通證曰琉球上古與ニ掖玖混同ス

其名ヲ所謂小琉球者或指益久而言世

法錄海貝亦可レ證也又曰夜久貝疑本

草所謂老螺佃是也今出ニ干琉球国「未」

聞出ニ於屋久島「蓋シ屋久與琉球一不」

甚遠則疑古者彼島人始携ニ來之チ

得レ名也といへ里按するに住古ハ知

るべからざれども今大島德之島等に

も此貝・余多産するを思ヘバ琉球に

限らず南海諸島ハ云も更なり屋久島

大隅にも往古より出づる事疑なし然

らざれば和名鈔に其実を得ずして西

海在ニ屋久島一彼島所レ産也など猥に

記すべけむや思ふべしきれば上古琉

球を耶古と云ひし故に名を得たるに

非ず屋久島の産なるか故に名を得た

らむも知るべからず又本草綱目啓蒙

に曰青螺ハヤクカイ薩州屋久島の產

なり故に名ク誤て夜光ト云フトアリ

屋久島

名勝考

馭謨郡屋久島 和名鈔馭謨五年俗或駒路

益救島 繼紀〇書紀夜句統紀夜久益久夜古

山〇海東諸國記作赤島〇國書編作二葉活島

○琉球國志略二作野古一

府南海上四十八里周廻三十五里港

五ツ大小村落二十餘

栗生 長田 吉田 脇元 一湊

白子 方言白 云志登 宮之浦府楠川 小瀬田

舟行 尾間 小島 平内 恋泊 中間 椎野

粟穂 黒石野 麦生 原

和名鈔馭謨郡信 有疑ハ椎野之轉

書紀曰推古天皇二十四年掖玖人來

隋書流求伝作ニ夷邪久(夷邪久三字にて)

反ヤなり唐書作邪古者并に今の南海諸島

にて混称するもの也通證曰琉球上世

興ニ掖玖一混同其名所謂小琉球者

或ハ指ニ益久一而言フ世法錄海貝亦可レ

證也按今南島人七島を指して土噶喇

といふが如く土噶喇ハ其一島宝島の

名なり掖玖又此方の地に近き端島ゆ

ゑ南島を指してヤクといふハ當時南

島の各稱未レ備が故なり餘ハ後紀

文武天皇三年秋七月辛未夜久從二朝

宰ニ而貢ニ方物ヲ授レ位ヲ賜レ物ヲ〇元

明天皇靈龜元年夜久來朝ニテ各貢ニ方

物ヲイハリ々々其所謂夜久是又今の流求

なり同紀 聖武天皇天平五年六月丁酉賜フ多襤島益救ノ郡大領外從六位

下カリカ 加理加等一百三十六人ニ多襤直一

其益救郡ハ即益救島にして此時は多

襤島の内なりしが故に別に屋久島の

名なし沿革ハ種子島ノ条に見たり

又按天平五年熊毛益救能滿の人等に

朝廷命じて官姓を賜ふもの通計一千

一百十六人なり其子孫もし鶴と化し

去り猿となり亡きらましかば今に至

て遐胄遺族亦多かるべし而ルを今種

子屋久の島民ハ平氏の殘党文治の餘

燼と覚えたるはいとおぼつかなしミ

づからも亦其祖を認ず其伝も存ふる

なけれハ詳なる事考ふベからず同紀

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑太宰

府癸ス遣唐副使從

四位上吉備朝臣真備カ船以ニ去年十

二月七日一来ニ着ク益久島ニ自レ是之後

自ニ益久島一進発漂蕩ス着ニ紀伊國牟

漏崎ニ延喜式部式ニ曰凡ニ郡司者一

郡不レ得レ併セ用ヲ同姓ヲ若シ他姓中無ハ

人可キ用者上雖ニ同姓一除ヲ同門ヲ外聴ス

郡者不レ在ニ制限一多氣等にて諸國に凡て

九郡あり

本藩地理拾遺集

馭謨郡合馭謨為ニ郡一隸大隅國一

山一八重岳屋久島

川一安房川

惣廻イ三十五里二十里三

十町上古掖玖或夜久益救邪

古邪久等ノ字属島永良

出取ると女そ此佗すべて種子島

の巻に併せて云へるが如し故に爰に爰に

推古天皇紀云掖玖ノ人三人帰化按此西南之小島タルニ由て此朝二始テ投化スト見得タリ

統日本紀云武天皇御宇多禰夜久奄美

度感度人從朝宰而來テ貢方物又云聖

武天皇天平五年六月丁酉益救郡大領

外從六位下加理加等ニ一百三十六人

賜ニ多禰直能滿郡少領外從八位上栗

磨等九百六十九人ニ自居賜ニ直姓一

續日本紀十九廿一ノ巻

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑太宰

船以ニ去年十一月七日一來着益久島

自レ是之後自益久進發漂蕩着ニ紀伊

國牟漏埼一

種子島氏久時譜

應永十五年十月八日從元久公種子島

氏八代左近將監清時為忠節之賞賜屋

久永良部兩島併領本領種子島十六代

左近將監久時入道一琢文祿四年轉ニ種

子屋久惠良部三島一而拝ニ領薩州知覽

院一慶長四年乙亥夏再賜ニ種子島一此時

屋久惠良部ニ島ヲ暫為借地終為ニ公

領一從是世々種子島一島全領之

種子島家譜

時堯命肥後典上妻家統一築ニ屋久長
田城一矣

右同

久豊公ヨリ種子島清時ニ硫磺竹島黒
島三島加玉フ

右同

應永三十一年忠國公日州海江田城御
出陣之時代清時舍弟因幡守時真八月

參ニ進鹿兒島一時有ニ遲參一雖依風波

難海上不任意之旨今度遲參不レ依ニ

大小身一不去所領不可有對離云々筈

時真為名代去清時之所領詔無本必然

奉行大寺作州柏原豊州因催促不レ得

レ止而獻惠良部即奉謁太守久豊公

文祿四年六月廿九日大閣公以御朱印

島津右馬頭ニ玉フ

高千九拾三石

永良部村

三千六百三拾四石三斗八升

山役浦役此米

自レ是之後自益久進發漂蕩着ニ紀伊

國牟漏埼一

種子島氏久時譜

應永十五年十月八日從元久公種子島

氏八代左近將監清時為忠節之賞賜屋

久永良部兩島併領本領種子島十六代

左近將監久時入道一琢文祿四年轉ニ種

子屋久惠良部三島一而拝ニ領薩州知覽

院一慶長四年乙亥夏再賜ニ種子島一此時

屋久惠良部ニ島ヲ暫為借地終為ニ公

領一從是世々種子島一島全領之

種子島家譜

時堀命肥後典上妻家統一築ニ屋久長
田城一矣

右同

久豊公ヨリ種子島清時ニ硫磺竹島黒
島三島加玉フ

右同

為料所相計也任先例可被領狀如件
應永十五年十月八日是朱ニテ書入ナ

肥後左近將監入道殿應永三十
四年卒

地理志

遠望すべし蓋シ星槎勝覽所謂重曼山

寬永十年頃地頭五代少左工門三原次郎

左工門重貞

の絶頂四時冰雪堆積す其崇嶠赫々天
衝に交り蒼穹を凌ものノ如此山腰常
に雲霧紫帶して西東を辨カたし衆峯
の四辺に崑然たるは宛も児孫の爺奶奶
を擁從するに以たり唯海上ニ浮んで
島を距タリこと數十里始て三峯の家を
遠望すべし蓋シ星槎勝覽所謂重曼山
を指いへるも亦しるべからず

山海經日月所出入スル豈共にこの秀峯
里はまだ冬の気しきの見へなくに
いつしか屋久の雪の八重嶽

島を距タリこと數十里始て三峯の家を
遠望すべし蓋シ星槎勝覽所謂重曼山
を指いへるも亦しるべからず

山海經日月所出入スル豈共にこの秀峯
島を距タリこと數十里始て三峯の家を
遠望すべし蓋シ星槎勝覽所謂重曼山
を指いへるも亦しるべからず

有ことなし又人家に火燈といふものなし足袋頭巾の類用るに不及冬は天氣常晴朗風は強からず冬虫蟄せず草木も是に應じ蘇鉄蘭之類自然生の山有

し足袋頭巾の類用るに不及冬は天氣常

に晴朗風は強からず冬虫蟄せず草木

も是に應じ蘇鉄蘭之類自然生の山有

撤櫻龍眼肉皆実り松竹常に榮ぶ北國

は是に反すと云々今按に高山深谷雪

氷なく冬虫蟄せずとは非なり又益救

島は南の海島にして八重嶽の絶頂は

雪四時に絶ず然ればその海底より根き

したるノ長きを較は富士山にも抗衡

すべしとぞ凡富士山登り十里ニテ正直立

十二町、箱根山ノ直高七町、是会田自在

テウ算者、測量スル所ナリ、而富士五合

ヨリ上ハ草木ナク頂ニ出水アリ、不増不減

シテ、一回二百人シテ汲トモ、盈滿シテ

減少セズストゾシ

減少セズストゾシ

秋さむき山のかなたに照る月は千里の外に影をひたして

潮酌測常燈

潮至松間静孤燈徹夜ニ寒幽魚窺レ

影衆^ヲ漁父下ニ釣竿^ヲ

舟寄る浦のしるべの燈は暁かけて

影の寒むけき

久木寺晚鐘

樵巒江村暮孤鐘樓鳥帰為隣金刹境

使者動清機

杉村も尚おくふかき山寺をそれと

ばかりの入相の鐘

羽神嶽瀑布

水勢割山涌千尋素練懸神龍蟠屈廻

時可上青天

山高みみどりも深き雲間より猶怪

しげにかかる白糸

後藤原夕照

郊原低^ヲ接^レ海天際都^ヲ斜輝林外酒家

在リ樵漁多^ヲ醉帰ル

夕日さす野中の里のとまやよりさ

まざまいそぐ賤がいとなみ

城之平旧跡

上古平城跡觸^ニ創業人英雄千載後

一望温^ニ衣巾^ヲ

微雨入船窓

芦の葉にそよく嵐に降雨もやがて

ぞぬる浦の筈舟

蠟燭山秋月

涼風吹木葉明月玉啄秋影擁金波色

瓊々滄海風

暮かかる山の高根の白雪に遠近人
も寒さますらん

城之山嶺松

嶺松霜雪古^ク碧色大虛空中有金陽固

千秋東鎮雄

高きやのあともそれそと千代かけ

て雲間にづづく松の一村

名勝考

同村安房村 即栗穂村

恕竹居士の傳に曰恕竹は泊氏^{恕竹琉球}

宗家弟に遣す状ニ治部左エ門殿へとあり

此古の官爵を賜ひし始めこの村の本佛

寺の遠裔ならん

寺に入て書を読遂に祝髮す蓋し畜髮^{ヲハッ}

形となれり故に生涯書する所の筆跡

等挙て皆儒者の語にして曾てその寺

宗の妙法寺の佛号なし慶長中藤堂高

虎の聘に応じて書を講ず高虎卒せし

後本藩に帰り琉球に適き^{ヨノマシ}世主王の師

となる其後大阪に寓居し朱学を教授

す是時年殆ド八十歳明暦年中屋久島

へ帰り終る島民今に至り其徳を慕ひ

其化を仰げり蓋希世の偉人なり

伝は鳩巢文集

に見へたり

諸家人物誌曰恕竹は

薩摩の人性を詳にせず或は薩州南

の小島舵工の子也^{國柱謂南小島ハ舵屋久島にして舵工とは}

島民皆漁撈を業^シ通^シ船を事にす故に云尔

少して髪を削て

僧となり京師に至り本能寺に居て法華

を學ぶ然共心樂すまた薩州に歸る時に

同州の人歌文之四書集註を講ずるを聞大に喜て曰吾固より是あるを思ふ果してしかり是をすて、何をか学ん

やと遂に文之に從学して儒となり藤

堂候に聘せらる候逝して嗣君学を好

ず因薩州に帰り餘禄を以親族郷人の

貧なる者を賑ハし海に浮て琉球に適

く琉球王敬して師トシ事ふ翁琉球に居

事久し然モ遠く異國に就ことを樂ま

す乃チ去て薩州に帰り又禄を以郷党に

分^ツこと始め如し明暦の間を以薩州の

本邑に卒す^{柱謂本村とは即安房村墓は}

本佛寺に在り^{明暦元年卒す}

孝義錄曰馴謨郡益救島栗生村百姓次

右衛門孝行者宝暦三年褒美

○周囲六里十八町田穀千九捨三石^{○圖書編に葉島といはこの島なり}

口永良部島とは南島沖永良部と對ヘ

いふ口永良部より七島を経て大島深

井^カ浦まで七十五里的洋中を阿摩美津

が門といふ是阿摩美島に渡るの海路

なれば也又この島には青葉竹^{竹なり}

甚^タ多^シいにしへに竹島と称しは今

屋久島かけていひしなるへし後紀に

多^シ國の中能満郡^{ヲ合テ馴謨ニ}と見えし

能満はこの島にて當時より屋久島に

隸られしなり

瓊々滄海風